

朗読レ以テ何レモ前刑事被告人ヲ賞揚スル
 論議ヲ為シタレヌノ事ハ是ヲ法律ニ照スル
 被告兩名ノ所為ハ何レモ治安警察法第ニ
 四条第九条第ニ項刑法施行法第十九條第
 一項第ニ条第ニ十條ニ該當スルヲ以テ治安
 警察法第ニ十四條所定ノ罰金刑ヲ選擇シ其
 刑ノ範圍内ニ於テ被告兩名ヲ各罰金五十圓
 一也又
 刑法第十八條第一項第四項ニ刻シ右罰金ヲ
 完納スル能ハカレ時ハ二十日間勞役場ニ留
 置ス押收物件ハ刑事訴訟法第ニ百ニ條ニ依
 リ所有者ニ還付シ主文ノ如ク判決ス
 檢事岩松玄十關共

二十一年十一月二十二日

東京地方裁判所第二刑事部

裁判長 判事 宇野 要三郎

全 小堀 保

全 佐々木 良一

裁判所書記 原田 錦造